

尾張旭市議会基本条例評価シート

評価	A：概ねできている。	B：ある程度できている。
	C：あまりできていない。	D：まったくできていない。 ー：対象外

第1章 総則

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価	改正の 必要性
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、尾張旭市議会（以下「議会」という。）及び市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則を明らかにするとともに、市民と議会との関係、議会と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係その他議会に関する基本的事項を定めることにより、議会機能を強化し、議会が市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の増進と市政の発展に寄与することを目的とする。</p>	—	—	—	<p style="text-align: center;">—</p> <p>（原則や目的に関する条文のため、評価対象外とする。）</p>	無